

企業再生法(アンドなど)新しい金融の仕組みが次々に登場する一方、資本市場全般をカバーする投資家保護法がないため、詐欺的商法も絶えない。現在の証券取引法を改組し、銀行と保険以外のすべての金融サービスを横断的にカバーする投資サービス法を急に整備するべきだ。

経済教室

ラーメン店も  
投資対象に  
日本の金融・資本市場  
は、伝統的な間接金融から  
直接金融へ軸足を移す  
ことが重要だと呼ばれて  
久しい。直接金融といつて  
ても、個人の投資家と資  
本調達者との間には、年  
金や投資信託などの機関  
投資家が介在する形も多  
いので「市場型間接金融」  
とも呼ばれる最近では

い。護法インため品の

企業再生ファンドから、リーメンファンド（リーメン）による設立、ワインファンドによる設立（金融ワインによる設立）、たとえば、Jリタイアの新しく金融の仕組みが次々と登場し、将来はあるいは然然なる金融商品が資本市場に出でてくる予想を立てます。

# 投資サービス法の整備を

金融機関の品目は、銀行・証券会社のものである。これらは、主として金利の高い定期預金や定期券などを販売する。

しかし、金融商品販売法  
は、カバーする金融商品

# 日本版SECの設立も 横断的ルール必要

## 日本版SECの設立も

神田秀樹

東京大學教授

A black and white portrait of a middle-aged man with dark hair and glasses, wearing a suit and tie. The image is slightly grainy.

引取委員会)のよきな強力的な日本版SECが必要である。今国会に提出された証券取引法改正案で、も、ルールに違反した者に課徴金を課す制度の創設など、資本市場の監視機能強化に向けた重要な取り組みが提案されている。金融監督と、いが、何よりもまず資本の点では米国との大きな違いがある。投資家が納得して実際に利用するような仕組度のような仕組みがよほど重要である。

このようないろんな投資商品の登場は、投資家にとっては、資本市場といふとどうしても歓迎すべきことである。投資の対象・選り、そこでいつ「証券」 抽成が広がるからである。しかし、投資商品が多様化すると必ず出でくるのが、投資家、特に個人投資家を欺くような詐欺的な販売、勧説である。その結果、資本市場(投

の取り扱いが十分とはいえないなど、まだ重い問題が今後の課題とされている。一方で損害賠償請求訴訟を起こすくらいにしか救済手段がない現状は、市場の実態に追いつかなくなっている。

投資商品やその仕組みに能との体制の強化は、  
応じた柔軟なディスクローブ日本にとって不可欠の課  
一 ジャー制度を構築する 題である。  
一方で、業者による投資 資本市場はとりわけ自

のたまに、して意見は大体のところは同じだ。それでいるか、規制が急激  
大しつつある資本市場へ かんだ・ひでき 53年  
の國民の信頼を確保する 生まれ。東京大法卒。専  
ためにも、十分な予算と 門は商法、証券法、金融

H16.3.30 日本経済新聞 31面